

事務連絡
令和元年9月13日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校担当課
各國公私立大学施設担当部課
各國公私立高等専門学校施設担当部課
各大学共同利用機関法人施設担当部課
各文部科学省施設等機関施設担当部課
各文部科学省特別の機関施設担当部課
各文部科学省独立行政法人施設担当部課
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課
日本私立学校振興・共済事業団施設担当部課
公立学校共済組合施設担当部課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器の再確認等について

学校等におけるP C B 使用安定器の交換や取り外された安定器等のP C B 廃棄物の保管については、かねてから別紙1のとおり「業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器の事故に関する対策について（依頼）」（平成12年11月30日付け文施指第92号）の通知により、依頼しているところです。

P C B 使用安定器については、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を講じるようお願いしていたところですが、誠に遺憾ながら、本年8月に青森県内の小学校において、未だ交換されていなかった蛍光灯のP C B 使用安定器が複数発見されました。当該小学校では、平成9年度に調査を実施し、P C B 含有安定器を交換していました。しかしながら、当時は全数調査ではなく、サンプル調査だったために、P C B 使用安定器が見逃され、今般、蛍光灯の取り換え工事の際に発見されたものです。

については、各学校等の設置者において、特に昭和52年（1977年）3月※までに建築・改修された建物で、その後照明器具の交換等を行っていない場合等については、P C B 使用安定器の使用状況を全数調査を実施するとともに、その使用が明らかになった場合には、速やかに交換する等の対策を講じるようお願いします。

なお、保管しているP C B 廃棄物についても、厳重な保管を徹底するとともに、現在も学校等の文教施設に保管されているP C B 使用安定器（廃棄物）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）に定められているとおり、計画処理完了期限までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し処分委託を行う必要がありますので、御承知おき願います。

このことについて、遗漏なきよう取り計らうとともに、都道府県教育委員会施設主管課におかれでは域内の市区町村教育委員会施設主管課に対し、また、都道府県私立学校担当課におかれでは所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、それぞれ周知を図られるようお願いします。

※ 昭和32年（1957年）1月から昭和47年（1972年）8月までに国内で製造された照明器具の安定器にPCBが使用されたものがあり、昭和52年（1977年）3月までに建築・改修された建物に使用されている可能性がある。（別紙2）

（参考）

PCB廃棄物処理施設に関する情報

- ・環境省ホームページ <http://pcb-soukishori.env.go.jp/facility/>

（本件連絡先）

大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

指導第二係 杉浦、桜井

電話：03-5253-4111（内線2292）

E-mail : shisetulead-2@mext.go.jp

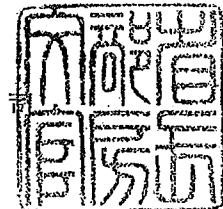


文施指第92号
平成12年11月30日

各都道府県教育委員会 殿
各公立大学長

文部省大臣官房長

近藤信



(印影印刷)

業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器の事故に関する対策について（依頼）

P C B 使用照明器具の安全管理等の徹底については、平成12年10月26日付け12施指第26号「P C B 使用照明器具の安全管理等の徹底について（依頼）」により、既に依頼しているところですが、このたび、P C B 使用安定器の事故に関する対策について別添1「業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器の事故に関する対策について」（平成12年11月28日閣議了解）のとおり閣議了解されました。

ついては、別添1の別紙の1. ③及び2に基づき、P C B 使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を講じるとともに、取り外されたP C B 使用安定器の厳重な保管が徹底されるようお願いいたします。その際、P C B 使用安定器を用いている業務用・施設用照明器具の範囲、具体的な安全対策、保管方法については、別添2, 3, 4を参考してください。

また、各都道府県教育委員会にあっては、このことについて各市町村教育委員会に対しても周知方をお願いいたします。

担当：大臣官房文教施設部指導課（指導第一係）
電話：03-3581-4211（内2291）

この文書は上記宛先のほか、各都道府県知事、各国立大学長、各私立大学長等にも送付しています。

別添 1

業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器の事故
に関する対策について

(平成 12 年 11 月 28 日)
閣 議 了 解

業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器については、昭和47年に製造が中止されているが、現在でも一部の施設において使用が続けられている実態がある。

こうした状況の中、先般、八王子市等の小学校で蛍光灯の耐用年数を過ぎたP C B 使用安定器が破裂し、P C B 絶縁油が小学生の身体に付着するという事件が発生した。

こうした事件は、国民の健康を保持するのみならず、環境汚染を防止する上で見過ごすことのできない事態であることから、政府は、以下の措置を講じるものとする。

1. 今回の事故における事態の緊急性、重要性にかんがみ、使用中の業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器について、原則として平成13年度末までにその交換を終える等、別紙のとおり緊急の安全対策を講じることとする。
2. 環境中に蓄積し人体に有害なP C B を含有する廃棄物について、抜本的な処理方策の確立に取り組んでいくこととする。

別紙

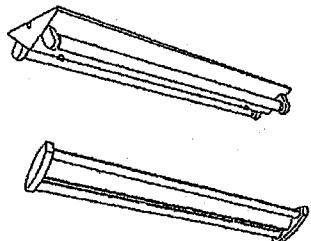
業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器に係る
安全対策について

1. 各省庁は、その所掌事務に係る施設・事務所・事業所（以下「施設等」という。）における使用中のP C B 使用安定器を用いている業務用・施設用照明器具について、以下の措置を講じる。
 - ①自ら管理する施設等について、P C B 使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を実施する。
 - ②補助金の交付等を行っている施設等（③の施設等を除く。）について、P C B 使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を講じるよう設置者に対し要請する。
 - ③地方公共団体の管理する施設等について、P C B 使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を講じるよう地方公共団体に対し周知する。
 - ④その他の施設等について、各々実態把握に努め、交換する等の対策を講じるよう周知する。
2. 各省庁は、1. の措置を講じた場合の保管者に対し、取り外されたP C B 使用安定器の厳重な保管が徹底されるよう周知する。
3. 環境庁、厚生省及び通商産業省（平成13年1月6日以後は、経済産業省及び環境省）は、P C B 使用安定器に係る業務用・施設用照明器具の範囲及びその安全対策並びに保管の方法等に関し、ホームページ等を活用して広く情報を提供するとともに、通商産業省（平成13年1月6日以後は、経済産業省）は、関係業界に対し、安全対策等の円滑な実施に必要な情報提供等の協力を要請する。

P C B 安定器（コンデンサ）を使用した放電灯器具

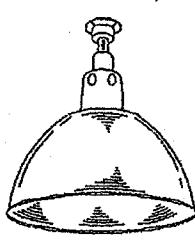
- 昭和32年1月から昭和47年8月までに出荷・設置された次の器具に使用されています。

蛍光灯器具



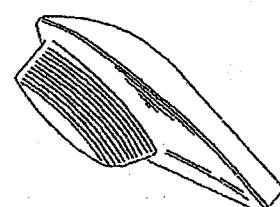
(オフィス・教室用等)

水銀灯器具



(施設等の高天井用)

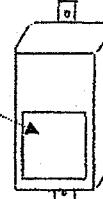
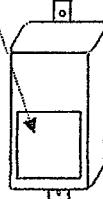
低圧ナトリウム灯器具



(道路用)

- 具体的には、安定器の種類によりP C B コンデンサが使われています。
安定器の種類等は、「表示ラベル」で確認できます。

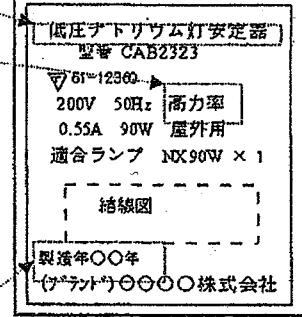
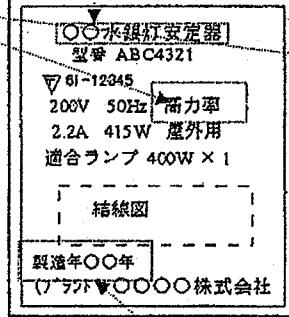
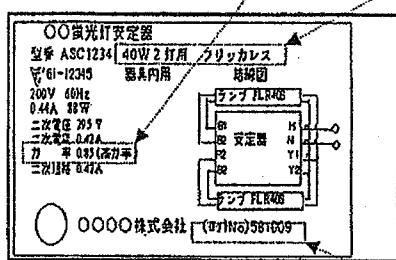
表示ラベル

蛍光灯安定器
(器具本体に内蔵)水銀灯安定器(別置)
(取付台に設置)低圧ナトリウム灯器具(別置)
(ポールの外箱内に設置)

- 安定器の「表示ラベル」で、種類・力率（高力率）・製造年（ロット番号）を確認し、該当するかどうかを判定してください。

種類

力率（高力率）



製造年（又はロット番号）

蛍光灯安定器

水銀灯安定器(別置)

低圧ナトリウム灯器具

- 総合的なお問い合わせは（社）日本照明器具工業会へお願いします。

東京都台東区上野3-2-1 フジオビル 電話 03-3833-5747

FAX 03-3833-8455

別添 3

業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器に係る 安全対策の方法

1. P C B 使用安定器に係る業務用・施設用照明器具を確認した場合には、すみやかに当該照明器具の交換又は撤去（以下「交換等」という。）を行う。
2. ただちに交換等を行うことが困難な場合には、交換等を行うまでの応急措置として、P C B 使用安定器に係る照明器具であることを記録したうえで、P C B 使用安定器の脱落を防止するため、固定等の必要な措置を講じる。この場合も、すみやかに当該照明器具の交換等を行うことが必要である。

別添 4

P C B 使用安定器の保管の方法

P C B 廃棄物の保管にあっては、廃棄物処理法施工規則に定められている特別管理産業廃棄物保管基準（規則第8条の13）に従って保管することが必要である。基準の内容及び具体的に考えられる保管の方法は、次のとおり。

○周囲に囲いが設けられていること。

- [・保管場所に容易に他人が立ち入ることがないようにすべきである。]
- [・倉庫や保管庫など施錠できる場所での保管が望ましい。]

○廃棄物の種類などを表示した掲示板が設けられていること。

掲示板は縦横それぞれ60cm以上とし、以下の事項を表示したものであること。

- ①特別管理産業廃棄物の保管場所であること。
- ②保管する特別管理産業廃棄物の種類
- ③保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

○飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。

- (・ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。)

○ネズミが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

○他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。

- (・ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。)

○P C B 廃棄物については、容器に入れ密封すること等揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

- [・ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。]
- [・ボイラー室など高温にさらされる場所は避けるべきである。]

○P C B 汚染物又はP C B 処理物については、腐食防止のために必要な措置を講ずること。

- (・ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。)

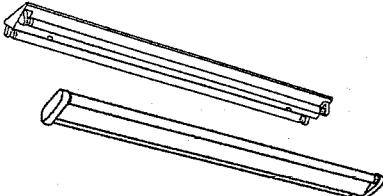
PCB使用照明器具に関する情報

PCB安定器(コンデンサ)を使用した照明器具

昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された、次の器具に使用されています。

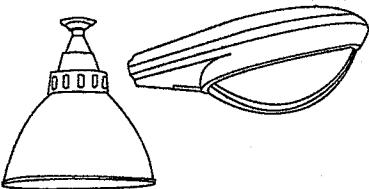
蛍光灯器具

(オフィス・教室用等)



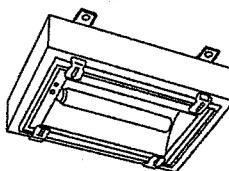
水銀灯器具

(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具

(トンネル用)



安定器(コンデンサ)のPCB含有の判別方法

安定器の銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能(力率)、製造年月等の情報から判別できる。

「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について」

(生衛発第1798号 平成12年12月13日)によれば、

PCBを使用した安定器は昭和32年(1957年)1月から
昭和47年(1972年)8月までに製造された。

- 国内メーカーで昭和31年(1956年)以前及び昭和48年(1973年)以降に製造された照明器具については、PCB使用安定器を使用したものはないと考えられる。
- 昭和51年(1976年)10月までに建築・改修された建物には、PCB使用安定器が使用された可能性がある。
- (一社)日本照明工業会は、昭和52年(1977年)3月までは、対象機器として扱うことが望ましいと考える。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、
(一社)日本照明工業会ホームページを参照してください。

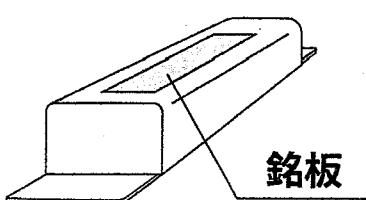
<https://www.jlma.or.jp/kankyo pcb/index.htm>



安定器の種類によりPCBコンデンサが使われています。安定器の種類等は「銘板」で確認できます。

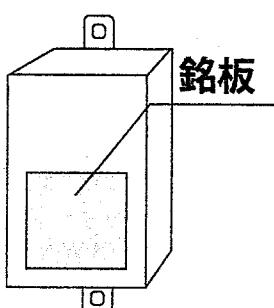
蛍光灯安定器

(器具本体に内蔵)



水銀灯安定器(別置)

(取付台・ポール収納ボックスに設置)



低圧ナトリウム灯安定器

(器具本体に内蔵または別置)

